

第20回 釧路湿原自然再生協議会

資 料

平成26年10月21日

釧路湿原自然再生協議会運営事務局

釧路湿原自然再生協議会 構成員名簿

◆個人（52名）

（敬称略、五十音順）

NO	区分	氏名	所属
1	個人	石川 孝織	釧路市立博物館
2	個人	井上 京	北海道大学大学院 農学研究院 教授
3	個人	植村 滋	北海道大学 北方生物圏フィールド科学センター
4	個人	梅田 安治	農村空間研究所 所長、北海道大学名誉教授
5	個人	岡田 操	(株)水工リサーチ取締役
6	個人	加藤ゆき恵	釧路市立博物館
7	個人	金子 正美	酪農学園大学 環境システム学部 地域環境学科 教授
8	個人	亀山 哲	国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター 生態系機能評価研究室 主任研究員
9	個人	河内 邦夫	室蘭工業大学 環境科学・防災研究センター
10	個人	神田 房行	北方環境研究所所長（元北海道教育大学副学長）
11	個人	神戸 忠勝	
12	個人	君塚 孝一	(有) 自然文化創舎 オホーツク知床リサーチワークショップ
13	個人	木村 勲	
14	個人	河野 通船	
15	個人	小松 繁樹	
16	個人	櫻井 一隆	
17	個人	貞國利夫	釧路市立博物館
18	個人	清水 信彦	
19	個人	清水 康行	北海道大学大学院 工学研究院 環境フィールド工学部門 水工・水文学研究室 教授
20	個人	白谷 和明	平和システム研究所 調査研究員
21	個人	新庄 興	
22	個人	新庄 久志	釧路国際ウエットランドセンター技術委員長 (環境ファシリテーター)
23	個人	杉澤 拓男	
24	個人	杉山 伸一	環境カウンセラー(市民部門)
25	個人	高嶋 八千代	
26	個人	高清水 康博	新潟大学 人文社会・教育科学系 准教授
27	個人	高橋 昭	
28	個人	高橋 忠一	
29	個人	竹中康進	
30	個人	橘 利器	トラウトフォーラム 会員

NO	区分	氏 名	所 属
31	個人	橘 治国	
32	個人	鶴間 秀典	
33	個人	藤間 聡	室蘭工業大学 名誉教授
34	個人	長澤 徹明	北海道大学名誉教授
35	個人	中津川 誠	室蘭工業大学大学院 工学研究科くらし環境系領域 教授
36	個人	中村 隆俊	東京農業大学 生物産業学部 講師
37	個人	中村 太士	北海道大学大学院 農学研究院 教授
38	個人	中山 恵介	北見工業大学 教授
39	個人	野本和宏	釧路市立博物館
40	個人	早川 博	北見工業大学 社会環境工学科 教授
41	個人	針生 勤	一般財団法人釧路市民文化振興財団 生涯学習推進アドバイザー
42	個人	日野 貴	
43	個人	蛭田 眞一	北海道教育大学釧路校 教授
44	個人	松本 文雄	
45	個人	三上 英敏	北海道環境科学研究センター 環境保全部水質環境科
46	個人	矢吹 哲夫	酪農学園大学 環境システム学部 生命環境学科 教授
47	個人	矢部 和夫	札幌市立大学 教授
48	個人	山田 浩之	北海道大学大学院農学研究院 講師
49	個人	山田 雅仁	(国際気象海洋(株)銚子事業所)
50	個人	吉村 暢彦	北海道大学環境科学院
51	個人	若菜 勇	阿寒湖畔エコミュージアムセンター マリモ研究室
52	個人	渡部 幹雄	

◆団体（37団体）

（敬称略、五十音順）

NO	区分	団体／機関名	代表者名
1	団体	阿寒国際ツルセンター(グルス)	主任解説員 川瀬幸
2	団体	王子ホールディングス株式会社	代表取締役社長 進藤清貴
3	団体	株式会社 北都	代表取締役 山崎 正明
4	団体	釧路川カヌーネットワーク	会長 小川 清史
5	団体	釧路川水質保全協議会	会長 鈴木 信 (釧路市公営企業管理者)
6	団体	釧路観光連盟	会長 佐藤 悦夫
7	団体	釧路国際ウェットランドセンター	理事長 蝦名 大也
8	団体	釧路市漁業協同組合	代表理事組合長 戸田 晃
9	団体	釧路自然保護協会	会長 神田 房行
10	団体	釧路湿原国立公園ボランティアレンジャーの会	代表幹事 山岸 彬
11	団体	釧路湿原国立公園連絡協議会	会長 蝦名 大也
12	団体	釧路湿原塾	運営委員長 栗林延次
13	団体	釧路シャケの会	会長 小杉和寛
14	団体	釧路水産用水汚濁防止対策協議会	会長 柳谷 法司
15	団体	釧路生物談話会	代表 須摩 靖彦
16	団体	釧路造園建設業協会	副会長 吉田 英司
17	団体	釧路武佐の森の会	会長 大西 英一
18	団体	国際ソロプチミスト釧路	理事 浪岡 敬子
19	団体	こどもエコクラブくしろ	近藤一燈美
20	団体	公益財団法人 日本生態系協会	会長 池谷 奉文
21	団体	公益財団法人 日本鳥類保護連盟釧路支部	支部長 小柳 慶吾
22	団体	公益財団法人 日本野鳥の会 鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ	チーフレンジャー 有田 茂生
23	団体	公益財団法人 北海道環境財団	理事長 小林 三樹
24	団体	さっぽろ自然調査館	代表 渡辺 修
25	団体	鶴居排水路維持管理組合	組合長 瀬川 勝巳
26	団体	塘路ネイチャーセンター	センター長 鷲見 祐将
27	団体	特定非営利活動法人 EnVision環境保全事務所	理事長 赤松 里香
28	団体	特定非営利活動法人 釧路湿原やちの会	理事長 杉山 伸一

NO	区分	団体／機関名	代表者名
29	団体	特定非営利活動法人 くしろ・わっと	理事長 小林 友幸
30	団体	特定非営利活動法人 鶴居タンチョウ元亀村	理事 佐藤 吉人
31	団体	特定非営利活動法人タンチョウ保護研究グループ	理事長 百瀬 邦和
32	団体	特定非営利活動法人 トラストサルン釧路	理事長 黒澤 信道
33	団体	日本製紙株式会社	代表取締役社長 芳賀 義雄
34	団体	北海道標茶高等学校	校長 生田 仁志
35	団体	北海道プロフェッショナルフィッシングガイド協会	会長 テディ齋藤
36	団体	ボランティアネットワークチャレンジ隊	代表 佐竹 直子
37	団体	標茶西地区農地・水保全隊	隊長 佐久間 三男

◆オブザーバー（13団体）

（敬称略、五十音順）

NO	区分	団体／機関名	代表者名
1	オブザーバー	社団法人 十勝釧路管内 さけます増殖事業協会	会長 亀田 元教
2	オブザーバー	釧路東森林組合	組合長理事 及川 広樹
3	オブザーバー	標茶町森林組合	組合長 成田 勝利
4	オブザーバー	弟子屈町森林組合	代表理事組合長 山本保紀
5	オブザーバー	鶴居村森林組合	組合長理事 松井 廣道
6	オブザーバー	標茶町農業協同組合	代表理事組合長 高取 剛
7	オブザーバー	釧路丹頂農業協同組合	代表理事組合長 武藤 清隆
8	オブザーバー	阿寒農業協同組合	代表理事組合長 野村 宏
9	オブザーバー	釧路商工会議所	会頭 山本 壽福
10	オブザーバー	釧路町商工会	会長 中嶋 嘉昭
11	オブザーバー	標茶町商工会	会長 田中 進
12	オブザーバー	弟子屈町商工会	会長 桐木 茂雄
13	オブザーバー	鶴居村商工会	会長 大津 泰則

◆行政機関（10機関）

（敬称略、五十音順）

NO	区分	団体／機関名	代表者名
1	行政	国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部	部長 数土 勉
2	行政	環境省釧路自然環境事務所	所長 西山 理行
3	行政	林野庁 北海道森林管理局	局長 古久保英嗣
4	行政	北海道 釧路総合振興局	局長 土栄 正人
5	行政	北海道教育庁 釧路教育局	局長 宇田 賢治
6	行政	釧路市	市長 蝦名 大也
7	行政	釧路町	町長 佐藤 廣高
8	行政	標茶町	町長 池田 裕二
9	行政	弟子屈町	町長 徳永 哲雄
10	行政	鶴居村	村長 大石 正行

釧路湿原自然再生協議会 構成員 : 112名

第20回 釧路湿原自然再生協議会

日時：平成26年10月21日（火） 14：00～16：30

場所：釧路キャッスルホテル 2階 平安の間

議事次第

1. 開 会

2. 議 事

1) 第19回釧路湿原自然再生協議会以降の小委員会開催報告

2) 講演会

「草の里山」と生きる 阿蘇草原再生協議会の活動から

阿蘇草原再生協議会会長 高橋 佳孝 氏

3) 釧路湿原自然再生全体構想の見直し素案検討の経過報告

3. その他

4. 閉 会

1. 第 19 回協議会以降の小委員会開催報告

第 19 回協議会以降に開催された小委員会の開催概要を表 1-1 に示す。

表 1-1 第 19 回協議会以降に開催された小委員会の開催概要

小委員会名	開催日時	開催場所	議事次第
第 18 回 土砂流入 小委員会	H26. 3. 20(木) 13:30～15:30	釧路地方合同庁舎 5 階 共用第 1 会議室	1. 開 会 2. 議 事 1) 釧路湿原における土砂流入対策について 2) 久著呂川における土砂流入対策について 3) 国営総合農地防災事業における土砂流入 対策について 3 その他 1) 全体構想の見直しについて 4. 閉 会
第 12 回 水循環 小委員会	H26. 3. 12(水) 13:30～15:30	釧路地方合同庁舎 5 階 共用第 1 会議室	1. 開 会 2. 議 事 1) 久著呂川流域の物質循環の検討方法 2) 久著呂川流域の特性について 3) 久著呂川の水質について 4) 久著呂川流域における栄養塩負荷量 の推定について 3. その他 1) 全体構想の見直しについて 4. 閉 会
第 23 回 再生普及 小委員会	H26. 6. 20(金) 15:00～17:00	釧路地方合同庁舎 5 階 共用第 1 会議室	1. 開 会 2. 議 事 1) 行動計画ワーキンググループ経過報告 2) 環境教育ワーキンググループ経過報告 3) 再生普及行動計画の見直しについて 4) その他 3. 閉 会

2. 講演会

講演名：「草の里山」と生きる 阿蘇草原再生協議会の活動から

講師プロフィールを下記に示す。

講師プロフィール

●氏名 高橋佳孝

(独)農業・食品産業技術総合研究機構近畿中国四国農業研究センター 大田研究拠点 専門員

●略歴

- ・ 農林水産省入省以来、一貫して「里山草地の永続的維持管理と利用に関する研究」に従事。最近は熊本県阿蘇地方、島根県大田市や山口県内を中心に、地域の農家・市民・行政の一体的な草地・里山再生への取り組みと生物多様性の保全、未利用草資源を活用した放牧の普及に従事。
- ・ 全国草原再生ネットワーク会長、阿蘇草原再生協議会会長、中央環境審議会臨時委員、認定 NPO 法人緑と水の連絡会議顧問、阿蘇文化的景観調査検討委員会委員など。



参 考 資 料 1

釧路湿原自然再生協議会設置要領

釧路湿原自然再生協議会設置要綱

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この自然再生協議会は、釧路湿原自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

(対象区域)

第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、釧路湿原及びその流域とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目 的)

第3条 釧路湿原の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

第3章 構 成

(構 成)

第5条 協議会は、次に掲げる委員及びオブザーバーをもって構成する。

(1) 委 員

- ①自然再生事業を実施しようとする者
- ②地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他①の者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者
- ③関係行政機関及び関係地方公共団体

(2) オブザーバー

協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、途中参加する委員の任期は、その残任期間とする。
- 3 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。また、委員の募集は毎年行うものとする。

(委員資格の喪失)

第6条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体若しくは法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

第7条 辞任しようとする者は、第12条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により委員を解任することができる。

第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

第8条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議および小委員会

(協議会の開催)

第9条 協議会は、会長が召集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は必要に応じ、第10条に規定する小委員会での検討状況報告を求めることができる。
- 5 第5条3による委員の募集を行った場合、募集結果を協議会に報告する。

(小委員会)

第10条 協議会は、第16条に規定する細則の定めにより、小委員会を置くことができる。

- 2 協議会委員及びオブザーバーは小委員会に所属することができる
- 3 小委員会の委員長及び委員長代理は、小委員会構成委員の互選により選出する。
- 4 委員長代理は、委員長を補佐し、必要に応じ委員長の職務を代理する。
- 5 小委員会は委員長の召集により開催される。
- 6 小委員会は次の事項を協議する。
 - (1) 実施計画案の内容
 - (2) 実施計画に基づくモニタリング結果

(3) その他必要な事項

- 7 委員長は、小委員会の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、小委員会に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 8 小委員会は、協議概要を第9条に規定する協議会に報告する。

(公 開)

第11条 協議会及び小委員会は、希少種の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会及び小委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 協議会及び小委員会の資料は、ホームページ等で公開する。
- 4 協議会及び小委員会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、ホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

第12条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

- 2 運営事務局は釧路総合振興局、釧路開発建設部、釧路自然環境事務所、釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター及び協議会で承認された委員で構成し、共同で運営する。

(運営事務局の所掌事務)

第13条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第9条に規定する協議会の議事に関する事項
- (2) 第11条に規定する協議会の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

第7章 補 則

(寄付金)

第14条 協議会は釧路湿原自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。

(基金の設置)

第15条 協議会は、次の各号に掲げる目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために基金を設けることができる。

- (1) 釧路湿原自然再生の推進のため
- (2) 協議会及び第10条に規定する小委員会の運営事務局の維持のため

(細則)

第16条 この要綱に規定することの他、協議会の運営及び基金の運用に関して必要な事項は、

第9条に規定する協議会の同意を経て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第17条 この要綱は、第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会に出席した委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この要綱は、平成15年11月15日から施行する。

平成16年7月27日 一部改正

平成17年10月11日 一部改正

平成19年7月30日 一部改正

平成22年12月14日 一部改正

平成25年2月19日 一部改正

参 考 資 料 2

釧路湿原自然再生協議会運営細則

釧路湿原自然再生協議会運営細則

第1章 小委員会

(設置)

第1条 協議会に次の小委員会を設置する。

1. 湿原再生小委員会
2. 旧川復元小委員会
3. 土砂流入小委員会
4. 森林再生小委員会
5. 水循環小委員会
6. 再生普及小委員会

(検討事項)

第2条 各小委員会では、次の事項を検討する。

1. 湿原再生小委員会

湿原の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

2. 旧川復元小委員会

河川の再蛇行化に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

3. 土砂流入小委員会

河川への土砂流入防止に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

4. 森林再生小委員会

森林の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

5. 水循環小委員会

水質地下水の動態把握・評価、湖沼の再生（野生生物の生息環境修復を含む）等に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

6. 再生普及小委員会

釧路湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市民参加、情報の発信及び提供等に関する事項等

(小委員会事務局)

第3条 小委員会の会務を処理するための事務局を設ける。

2. 事務局は、協議会運営事務局が兼ねる。

(事務局の所掌事務)

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 小委員会の会議の運営
- (2) 小委員会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他小委員会が付記する事項

第2章 協議会及び小委員会の運営

(協議会及び小委員会の傍聴)

第5条 協議会の会議及び小委員会は、傍聴ができる。

2. 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。
3. 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び小委員会の記録)

第6条 運営事務局は、協議会の会議及び小委員会の議事要旨を、公開する前に原則として、会長又は委員長及び発言した委員の確認を得なければならない。

第3章 補則

(細則改正)

第7条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

この細則は、平成15年11月15日から施行する。

参 考 資 料 3

釧路湿原自然再生協議会基金運用細則

釧路湿原自然再生協議会基金運用細則

第1章 基金

(予 算)

第1条 協議会は、釧路湿原自然再生推進のための寄付金及びその利息を基金とすることができる。

2 基金は次年度に繰り越すことができる。

(運用状況の報告)

第2条 会長は、基金の運用について、基金の額及び年度末における現在高を示す当該年度の基金の運用状況、次年度の使用計画を整理し、協議会に報告し承認を受けなければならない。

2 基金の運用に関する事務は、協議会運営事務局が行う。

第2章 決算

(現金出納簿)

第3条 会長は、収入及び支出について、これを現金出納簿に整理しなければならない。

(決算説明資料の提出)

第4条 会長は、会計年度終了後2ヶ月以内に、次の各号に掲げる歳入歳出決算説明資料を監事に提出し監査を受けなければならない。

(1)決算報告書

(2)現金出納簿

(3)その他必要な書類

2 会長は、歳入歳出決算について協議会に報告しなければならない。

3 歳入歳出決算に関する事務は、協議会運営事務局が行う。

第3章 監事

(監事)

第5条 監事は2名とする。

2 監事は、協議会での委員の互選によりこれを定める。

第4章 補則

(細則改正)

第6条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附 則

この細則は、平成25年2月19日から施行する。